

2023年5月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目5番4号
株 式 会 社 シ ー ズ メ ン
代表取締役社長 三 河 宏 彰

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.csmen.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シーズメン」又は「コード」に当社証券コード「3083」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月24日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町3-2-10
鉄鋼会館 8階 802・803・804会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第34期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎株主の皆様へ株主総会後にご郵送いたしました株主通信は、廃止することといたしました。また、決議ご通知につきましてもご郵送を取り止め、当社ウェブサイトでの掲載のみとすることといたします。何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2022年3月1日から)
(2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化が進む一方、ウクライナ情勢の長期化や原材料・エネルギーの価格高騰に伴う世界的なインフレの拡大などの要因により、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

衣料品小売業界におきましては、消費財の相次ぐ値上げによる家計の負担増から、消費者の節約志向は一層に強まっており、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、下記の対策を実施してまいりました。

(株式会社シーズメン)

当社は前期まで連結子会社であった株式会社スピックインターナショナルを吸収し、従前の当社の事業である郊外ショッピングセンターやモールでミドルプライス商品を主として販売する事業に加えて、都心部ファッションビルや百貨店でハイプライス商品を主として販売する事業を展開しております。

従前の事業を第1事業部、当期に吸収した事業を第2事業部として組織編成をしております。

(第1事業部)

商品面におきましては、在庫削減を徹底すべく、仕入高のコントロール強化に取り組むと共に、仕入先の見直しや商品仕入れの精緻化によって、原価の抑制に努めました。また、商品戦略としてはオリジナルブランド商品の強化や、新たな取り組みとしてチチカカブランドのレディース商品投入による、女性客へのアプローチを強化する取り組み等を進めてまいりました。

販売面におきましては、ブランド商品でのノベルティ配布や、常連顧客様に向けたDM送付による来店促進、各店舗ではボトムを軸としたコーディネート提案などの接客販売を強化することにより、高単価商品の販売を推進いたしました。また、同時に、各シーズンの終盤においては売れ残り商品を極小化するため、実績の高いセール企画を継続的に実施して、在庫削減に取り組んでまいりました。

店舗展開におきましては、当連結会計年度における出店はなく、退店は5店舗で当連結会計年度末の店舗数は「METHOD」18店舗、「流儀压榨」10店舗、「AGIT POINT」1店舗、「G-LAND」1店舗、

「FACETASM」1店舗の合計31店舗となりました。

(第2事業部)

商品面におきましては、高額品からリーズナブル価格の商品群まで価格帯のバリエーションを拡げ、客層の拡大を図りました。また、シーズン立上げの商品投入時期を見直し、前シーズン商品の消化を促進して在庫の削減を進めました。新たな分野への取り組みとしては、期初より「TORNADO MART」ではルームウェア、「HIGH STREET」ではゴルフラインの新規立ち上げを行っております。

販売面におきましては、新規会員入会キャンペーンを開催して新規顧客獲得を強化すると共に、常連顧客様に向けてはクーポン付きシーズンカタログを配布して来店促進を図り、売上確保に努めました。

店舗展開におきましては、当連結会計年度における出店は1店舗、退店は5店舗、当連結会計年度末の店舗数は「TORNADO MART」12店舗、「TORNADO MART WORLD」5店舗、「HIGH STREET」7店舗、「BLUE TORNADO」1店舗、「TORNADO MART OUTLET」1店舗の合計26店舗となりました。

(株式会社チチカカ)

商品面におきましては、チチカカの特徴を活かしたインド商材の投入や、メインターゲットである30代女性顧客向け商品の品揃えの強化に取り組んでまいりました。また直近では、売れ筋ボトムの商品揃え拡充や、春まで着られるカラーや素材の新作投入によって、売上の確保を図りました。

販売面におきましては、店舗間で好調商品情報を共有することにより在庫の効率的な運用に努めると同時に、効果的なセール企画を実施することにより在庫削減に努めました。

ECビジネスにおきましては、自社ECサイトにキャリア決済を導入し、顧客利便性を高めると共に、EC限定商品として小型犬用ウェアやキャリーバッグなどのペットグッズを展開し、新たな客層を開拓しました。また、国内メーカー商品の受託販売を展開し、在庫リスクを抑えた販売形態の取り組みを進めました。

店舗展開におきましては、当連結会計年度における出店はなく、退店は17店舗、当連結会計年度末の店舗数は「チチカカ」43店舗、「アウトレット」1店舗の合計44店舗となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は63億5百万円（前期比51.5%増）、営業損失は2億56百万円（前期は1億83百万円の損失）、経常損失は2億50百万円（前期は1億49百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は3億2百万円（前期は1億76百万円の利益）となりました。

2023年2月期の配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきます。

<商品別売上高>

| 商 品 別 | 金 額 (百 万 円) | 構 成 比 (%) | 前 連 結 会 計 年 度 比 (%) |
|--------------------|---------------|-------------|-----------------------|
| シ ャ ツ | 575 | 9.1 | 235.8 |
| ニ (セーター・トレーナー等) | 2,881 | 45.7 | 203.0 |
| ボ ト ム ス | 566 | 9.0 | 105.7 |
| ブ ル ゾ ン | 989 | 15.7 | 82.7 |
| 小 物 ・ 雑 貨 | 782 | 12.4 | 185.1 |
| そ の 他 | 508 | 8.1 | 147.9 |
| 合 計 | 6,305 | 100.0 | 151.5 |

<地区別売上高>

| 地 区 別 | 金 額 (百 万 円) | 構 成 比 (%) | 前 連 結 会 計 年 度 比 (%) |
|-----------|---------------|-------------|-----------------------|
| 北 海 道 | 341 | 5.4 | 375.8 |
| 東 北 | 282 | 4.5 | 796.4 |
| 関 東 | 3,380 | 53.6 | 140.2 |
| 中 部 | 772 | 12.3 | 129.0 |
| 近 畿 | 911 | 14.5 | 129.3 |
| 中 国 ・ 四 国 | 343 | 5.5 | 265.0 |
| 九 州 | 274 | 4.4 | 142.0 |
| 合 計 | 6,305 | 100.0 | 151.5 |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は5百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中の設備の増加

店舗開店（1店舗）による設備の増加であります。

ロ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
退店（27店舗）による固定資産の除却

③ 資金調達の状態

当連結会計年度の資金調達の状況について、金融機関からの借入れにより20百万円を調達しております。

④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

2022年3月1日付で株式会社スピックインターナショナルの商品調達業務以外の全事業を吸収分割により、当社へ承継しております。

④ 他の会社の株式その他の持ち分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2022年3月1日付で株式会社チチカカの株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第31期 (2020年2月期) | 第32期 (2021年2月期) | 第33期 (2022年2月期) | 第34期 (2023年2月期) (当連結会計年度) |
|--|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円) | — | — | 4,163 | 6,305 |
| 経常損失 (△) (百万円) | — | — | △149 | △250 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円) | — | — | 157 | △302 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | — | — | 54.71 | △104.90 |
| 総資産 (百万円) | — | — | 2,045 | 2,428 |
| 純資産 (百万円) | — | — | 1,108 | 851 |
| 1株当たり純資産額 (円) | — | — | 372.36 | 283.25 |

(注) 当社では、第33期より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第31期 (2020年2月期) | 第32期 (2021年2月期) | 第33期 (2022年2月期) | 第34期 (2023年2月期) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高 (百万円) | 3,626 | 2,718 | 2,519 | 4,057 |
| 経常損失 (△) (百万円) | △74 | △186 | △222 | △131 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円) | △164 | △347 | △294 | 78 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | △57.19 | △120.45 | △102.32 | 27.34 |
| 総資産 (百万円) | 1,862 | 1,543 | 1,131 | 1,641 |
| 純資産 (百万円) | 1,299 | 960 | 655 | 779 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 440.62 | 320.90 | 215.32 | 258.44 |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名 株式会社チチカカ

資本金 10百万円

当社の議決権比率 100.00%

主要な事業内容 エスニックファッション及びエスニック雑貨の輸入販売

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度の決算日において、当社グループは、継続して営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在しております。

このような状況のもと、シーズメンにおいてはオリジナルブランド開発の推進やレディース商品販売の強化を進めております。また、チチカカでは、引き続き不採算店舗の閉鎖による経営基盤の強化を行うとともに、シーズメンとの各種機能統合によるシナジーの創出を進め、営業力の強化とコスト効率の向上に取り組み、収益の改善を目指してまいります。

さらに、当連結会計年度に実施した不採算店舗の撤退や商品仕入れの精度向上、コスト削減策など収益改善策の効果に加えて、新型コロナウイルスの影響の軽減等の外部要因により、翌連結会計年度は業績の回復を見込んでおり、資金繰りに関しても改善が見込まれるものと考えております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

当社グループは、こうした経営課題について迅速な対策を実施し、健全経営に努めることによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。また、役員及び従業員は、法令、社会規範、社内規則等を遵守し、公正かつ誠実に行動してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

当社グループは、衣料品及び服飾雑貨を主として扱う小売専門店であります。当社グループは衣料品小売業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

店舗の展開はチェーンストア方式により、国内の百貨店やファッションビル、ショッピングモールを中心に开店しております。また、自社ECサイト並びにECモールに开店し通信販売を行っております。

当社グループが運営する主要な店舗は以下のとおりです。

| 区 | 分 | 店 | 舗 | 名 |
|-----|-------------|--------------------------------------|---|---|
| 当社 | (株式会社シーズメン) | METHOD (メソッド) | | |
| | | 流儀压榨 (りゅうぎあっさく) | | |
| | | AGIT POINT (アジトポイント) | | |
| | | G-LAND EXTREME (ジーランドエクストリーム) | | |
| | | FACETASM (ファセッタズム) | | |
| | | TORNADO MART (トルネードマート) | | |
| | | TORNADO MART WORLD (トルネードマートワールド) | | |
| | | HIGH STREET (ハイストリート) | | |
| | | BLUE TORNADO (ブルートルネード) | | |
| | | TORNADO MART OUTLET (トルネードマートアウトレット) | | |
| 子会社 | (株式会社チチカカ) | チチカカ | | |

(6) 主要な営業所 (2023年2月28日現在)

① 当社

本社 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目5番4号
 店舗 57店舗

| 地区別 | 店舗数 | 都道府県別 |
|-----|-----|--------------------------------------|
| 北海道 | 2店 | 北海道2店 |
| 東北 | 1店 | 宮城県1店 |
| 関東 | 24店 | 東京都8店 神奈川県6店 千葉県4店 埼玉県3店 栃木県1店 群馬県2店 |
| 中部 | 11店 | 愛知県7店 岐阜県1店 静岡県3店 |
| 近畿 | 12店 | 大阪府8店 兵庫県2店 奈良県1店 三重県1店 |
| 中国 | 3店 | 山口県1店 岡山県1店 広島県1店 |
| 九州 | 4店 | 福岡県2店 熊本県1店 鹿児島県1店 |

② 子会社

株式会社チチカカ

本社 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目5番4号
 店舗 44店舗

| 地区別 | 店舗数 | 都道府県別 |
|-----|-----|---|
| 北海道 | 7店 | 北海道7店 |
| 東北 | 5店 | 岩手県1店 秋田県2店 山形県2店 |
| 関東 | 13店 | 東京都3店 神奈川県2店 千葉県2店 埼玉県3店 群馬県1店 栃木県1店 茨城県1店 |
| 中部 | 5店 | 愛知県2店 静岡県1店 石川県1店 福井県1店 |
| 近畿 | 3店 | 大阪府1店 京都府1店 和歌山県1店 |
| 中国 | 4店 | 広島県1店 岡山県1店 鳥取県1店 山口県1店 |
| 四国 | 2店 | 高知県1店 香川県1店 |
| 九州 | 5店 | 熊本県1店 長崎県1店 宮崎県1店 大分県1店 沖縄県1店 |

(7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

①企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|--------------|
| 270 (148) 名 | 129名増 (70名増) |

- (注) 1. 使用人数は契約社員を含む従業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは、衣料品小売業の単一セグメントであるため、使用人数を事業区分に分けて記載しておりません。

②当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 129 (70) 名 | 33名増(5名減) | 42.0歳 | 9.8年 |

- (注) 使用人数は契約社員を含む従業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

株式会社シーズメン

| 借入先 | 借入額 |
|--------|-------|
| 西武信用金庫 | 54百万円 |

株式会社チチカカ

| 借入先 | 借入額 |
|-----------|--------|
| 株式会社横浜銀行 | 312百万円 |
| 株式会社りそな銀行 | 134百万円 |
| 株式会社滋賀銀行 | 57百万円 |
| 株式会社北陸銀行 | 24百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の現況 (2023年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,531,200株
- (2) 発行済株式の総数 2,882,800株
- (3) 株主数 3,787名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--------------------------|----------|--------|
| 株式会社クシムインサイト | 512,500株 | 17.77% |
| 株式会社ネクスグループ | 276,900株 | 9.60% |
| サイフ株式会社 | 200,000株 | 6.93% |
| 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド | 110,700株 | 3.84% |
| 株式会社スケブ | 86,400株 | 2.99% |
| J P モルガン証券株式会社 | 72,100株 | 2.50% |
| 山崎淳矢 | 50,000株 | 1.73% |
| 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス | 49,700株 | 1.72% |
| 株式会社SBI証券 | 44,033株 | 1.52% |
| エルエルアイストックローン | 29,800株 | 1.03% |

(注) 持株比率は、自己株式(112株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

① 当事業年度末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2018年7月11日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

1,300個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 130,000株 (新株予約権1個につき100株)

- ・新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 85,300円 (1株当たり853円)

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合にお

いて増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

2020年7月12日から2028年7月11日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社の役職員の地位にあることを要する。但し、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

- ・当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|-----------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 1,300個 | 130,000株 | 2人 |

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------------|---------|--|
| 代 表 取 締 役 会 長 | 青 木 雅 夫 | 当社管理部長 株式会社チチカカ取締役 株式会社スピックインターナショナル取締役 株式会社トライパルメディアハウス監査役 |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 三 河 宏 彰 | 当社第1事業部長 当社第2事業部長 株式会社スピックインターナショナル代表取締役社長 株式会社チチカカ取締役会長 株式会社ビート社外取締役 |
| 取 締 役 | 山 田 洋 輔 | 株式会社チチカカ代表取締役社長 株式会社スピックインターナショナル取締役 株式会社スケブ取締役 |
| 取 締 役 | 深 見 修 | 株式会社ヤシマ代表取締役 イー旅ネット・ドット・コム株式会社取締役 株式会社ネクスグループ取締役 株式会社フィスコ取締役経営戦略本部長 株式会社ネクス取締役 株式会社チチカカ・キャピタル取締役 株式会社グロリアツアーズ取締役 株式会社ネクスプレミアムグループ取締役 株式会社ネクスファームホールディングス取締役 株式会社カイカエクスチェンジ取締役 株式会社CAICAテクノロジー取締役 株式会社CAICAデジタルパートナーズ取締役 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス取締役 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス取締役 カイカ証券株式会社取締役 株式会社実業之日本デジタル取締役 |
| 監 査 役 (常 勤) | 高 橋 博 一 | |
| 監 査 役 | 古 賀 勝 勝 | 株式会社CAICA DIGITAL監査役 カイカ証券株式会社監査役 株式会社CAICAテクノロジー監査役 株式会社CAICAデジタルパートナーズ監査役 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス監査役 株式会社クシムインサイト取締役 |
| 監 査 役 | 楠 啓 太 郎 | 楠・岩崎・澤野法律事務所 弁護士 トーカドエナジー株式会社社外取締役 Tastemade Japan株式会社監査役 |

(注) 1. 取締役深見修氏は、社外取締役であります。

2. 監査役古賀勝氏及び監査役楠啓太郎氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、社外取締役深見修氏及び社外監査役古賀勝氏並びに楠啓太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しており、被保険者の範囲は当社及び子社の取締役、監査役であります。第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしておりますが、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合を除きます。なお、保険料は当社が全額負担のうえ、1年毎に契約更新しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月8日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の方針並びに手続きを踏まえて決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①. 基本方針

取締役（社外取締役を除く、以下同じ）の報酬は、中長期的な企業価値及び業績の向上に対する意欲を高め、株主価値向上に資するインセンティブとして機能することを目的とする。

取締役の報酬体系は、役位及び職責にもとづく「基本報酬」、業績連動報酬としての「役員賞与」並びに中長期インセンティブとしての「株式報酬」をもって構成する。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

②. 業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針

取締役の「基本報酬」は固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮して決定し、月例で支給する。社外取締役についても同様とする。

③. 業績連動報酬等に関する決定方針

取締役の業績連動報酬については、各事業年度の事業計画に対する目標達成度合に応じてその額を算出し、毎年一定の時期に「役員賞与」として支給する。

④. 非金銭報酬等に関する決定方針

取締役に対して、中長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、以下の決定方針に従い、「株式報酬」としてストックオプション（新株予約権）を付与する。

各取締役にストックオプションを付与する時期及びその個数は、株主総会において基本報酬及び役員賞与と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績を総合的に考慮のうえ取締役会において決定する。

⑤. 個人別の報酬等における種類ごとの割合に関する決定方針

報酬の種類別の割合は、中長期的な企業価値向上に貢献し、かつ株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲が高まるように、株主総会において承認を得た各々の報酬上限額の範囲内において、最も適切な支給割合となることを方針とする。

⑥. 決定の全部又は一部を第三者に委任する場合の決定事項

各取締役の具体的な「基本報酬」及び「賞与」の金額については、定時株主総会終了後に開催する取締役会において、その決定を代表取締役会長及び代表取締役社長の2名に委任する旨を決議する。

代表取締役会長及び代表取締役社長は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、各取締役の報酬額案を策定し、社外取締役並びに社外監査役に諮問したうえで、各取締役の報酬額を決定する。

社外取締役の報酬額については、代表取締役会長、代表取締役社長が社外監査役に諮問したうえで決定する。

(6) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分 | 報酬額の総額 (百万円) | 報酬額の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|-----------------|------------------|-------------|-------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭的 報酬等 | |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 15 (0) | 15 (0) | 0 (-) | 0 (-) | 3 (0) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 6 (0) | 6 (0) | - (-) | - (-) | 2 (1) |
| 合 計 (うち社外役員) | 21 (0) | 21 (0) | 0 (-) | 0 (-) | 5 (1) |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2007年5月23日開催の第18期定時株主総会において年額1億60百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）です。また金銭報酬とは別枠で、2018年5月25日開催の第29期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額として年額20百万円以内と決議しております。
2. 監査役報酬限度額は、2007年5月23日開催の第18期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。
3. 上記の支給人員及び支給額は、無報酬の取締役1名（うち社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を支給人員から除いております。
4. 取締役会は、代表取締役会長青木雅夫及び代表取締役社長三河宏彰に取締役の個人別の基本報酬及び社外取締役を除く業績

連動報酬額の決定を委任しております。グループ全体の業績等を勘案しつつ各担当取締役の貢献度合を適切に判断、評価するためには上記代表取締役2名に委任することが適切であると判断しており、決定にあたり社外取締役及び社外監査役にも意見を求めることとしております。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役並びに社外監査役の重要な兼職の状況は、(1)取締役及び監査役の状況に記載のとおりであります。また、各兼職先と当社との間には、開示すべき特別の関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----------|---------|--|
| 社 外 取 締 役 | 深 見 修 | 当事業年度における取締役会18回のうち16回に出席いたしました。多様な業界の取締役を務めており、豊富な経験と高い見識から取締役の職務執行を監督し、適宜助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。 |
| 社 外 監 査 役 | 古 賀 勝 | 当事業年度における取締役会18回及び監査役会10回すべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、豊富な監査役の経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |
| 社 外 監 査 役 | 楠 啓 太 郎 | 当事業年度における取締役会18回のうち17回、また、監査役会10回のうち9回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 監査法人やまぶき

(注) 当社の会計監査人でありましたUHY東京監査法人は、2022年5月27日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務
に係る報酬等の額 25,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益
の合計額 25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。(注) 当社の会計監査人でありましたUHY東京監査法人は2022年5月27日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-----------|-------------------|-----------|
| 流 動 資 産 | 1,749,725 | 流 動 負 債 | 1,055,140 |
| 現 金 及 び 預 金 | 477,853 | 買 掛 金 | 186,679 |
| 売 掛 金 | 225,147 | 短 期 借 入 金 | 257,720 |
| 商 品 | 954,104 | 一年内返済予定の長期借入金 | 206,348 |
| そ の 他 | 92,620 | 未 払 費 用 | 153,661 |
| 固 定 資 産 | 678,529 | 未 払 法 人 税 等 | 25,245 |
| 有 形 固 定 資 産 | 5,123 | 賞 与 引 当 金 | 40,583 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 4,890 | 資 産 除 去 債 務 | 51,216 |
| そ の 他 | 232 | 契 約 負 債 | 12,126 |
| 無 形 固 定 資 産 | 77,370 | そ の 他 の 引 当 金 | 4,398 |
| の れ ん | 76,548 | そ の 他 | 117,161 |
| そ の 他 | 822 | 固 定 負 債 | 521,687 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 596,036 | 長 期 借 入 金 | 120,072 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 589,802 | 資 産 除 去 債 務 | 363,339 |
| そ の 他 | 6,233 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 33,446 |
| 資 産 合 計 | 2,428,255 | そ の 他 | 4,829 |
| | | 負 債 合 計 | 1,576,828 |
| | | 純 資 産 の 部 | |
| | | 株 主 資 本 | 816,515 |
| | | 資 本 金 | 50,000 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 899,296 |
| | | 資 本 準 備 金 | 688,148 |
| | | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 211,148 |
| | | 利 益 剰 余 金 | △132,708 |
| | | 利 益 準 備 金 | 16,756 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △149,465 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | △149,465 |
| | | 自 己 株 式 | △72 |
| | | 新 株 予 約 権 | 34,911 |
| | | 純 資 産 合 計 | 851,427 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 2,428,255 |

連 結 損 益 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------------|-----------|
| 売 上 高 | 6,305,966 |
| 売 上 原 価 | 2,765,231 |
| 売 上 総 利 益 | 3,540,735 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 3,797,558 |
| 営 業 損 失 | 256,823 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 6 |
| 助 成 金 収 入 | 13,288 |
| そ の 他 | 16,152 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 9,264 |
| 為 替 差 損 | 10,994 |
| そ の 他 | 2,799 |
| 経 常 損 失 | 250,433 |
| 特 別 利 益 | |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 27,041 |
| 特 別 損 失 | |
| 減 損 損 失 | 12,724 |
| 過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用 | 8,898 |
| そ の 他 | 2,747 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 | 247,760 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 54,621 |
| 当 期 純 損 失 | 302,382 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 | 302,382 |

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-----------|-------------------|-----------|
| 流 動 資 産 | 1,243,361 | 流 動 負 債 | 352,510 |
| 現 金 及 び 預 金 | 471,562 | 買 掛 金 | 128,492 |
| 売 掛 金 | 144,055 | 一年内返済予定の長期借入金 | 6,012 |
| 商 品 | 561,475 | 未 払 金 | 1,614 |
| 前 払 費 用 | 17,653 | 未 払 消 費 税 | 38,931 |
| 未 収 入 金 | 43,255 | 未 払 費 用 | 124,982 |
| 立 替 金 | 119,930 | 未 払 法 人 税 等 | 12,309 |
| そ の 他 | 3,104 | 賞 与 引 当 金 | 25,450 |
| 貸 倒 引 当 金 | △117,676 | リ ー ス 債 務 | 2,260 |
| 固 定 資 産 | 398,471 | 契 約 負 債 | 8,462 |
| 有 形 固 定 資 産 | 3,464 | そ の 他 の 引 当 金 | 617 |
| 建 物 | 3,314 | そ の 他 | 3,377 |
| 建 設 仮 勘 定 | 150 | 固 定 負 債 | 509,399 |
| 無 形 固 定 資 産 | 822 | 長 期 借 入 金 | 48,644 |
| 商 標 権 | 822 | リ ー ス 債 務 | 2,746 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 394,185 | 資 産 除 去 債 務 | 234,480 |
| 投 資 有 価 証 券 | 2,127 | 債 務 保 証 損 失 引 当 金 | 221,445 |
| 関 係 会 社 株 式 | 0 | そ の 他 | 2,083 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 390,319 | 負 債 合 計 | 861,910 |
| そ の 他 | 1,739 | 純 資 産 の 部 | |
| 資 産 合 計 | 1,641,833 | 株 主 資 本 | 745,011 |
| | | 資 本 金 | 50,000 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 899,296 |
| | | 資 本 準 備 金 | 688,148 |
| | | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 211,148 |
| | | 利 益 剰 余 金 | △204,213 |
| | | 利 益 準 備 金 | 16,756 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △220,970 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | △220,970 |
| | | 自 己 株 式 | △72 |
| | | 新 株 予 約 権 | 34,911 |
| | | 純 資 産 合 計 | 779,922 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 1,641,833 |

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 4,057,442 |
| 売 上 原 価 | | 1,763,611 |
| 売 上 総 利 益 | | 2,293,831 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 2,318,629 |
| 営 業 損 失 | | 24,798 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 5 | |
| 受 取 配 当 金 | 0 | |
| 助 成 金 収 入 | 7,753 | |
| そ の 他 | 5,954 | 13,714 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 1,088 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 117,676 | |
| そ の 他 | 1,384 | 120,149 |
| 経 常 損 失 | | 131,233 |
| 特 別 利 益 | | |
| 抱 き 合 わ せ 株 式 消 滅 差 益 | 452,702 | 452,702 |
| 特 別 損 失 | | |
| 過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用 | 8,898 | |
| 債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 221,445 | 230,343 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 91,125 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 12,310 | 12,310 |
| 当 期 純 利 益 | | 78,814 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

株式会社 シーズメン
取締役会 御中

監査法人やまぶき 東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 江 口 二 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーズメンの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーズメン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

その他の事項

会社の2022年2月28日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して2022年4月20日付けで無限定適正意見を表明している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基

礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

株式会社 シーズメン
取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 江 口 二 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーズメンの2022年3月1日から2023年2月28日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

その他の事項

会社の2022年2月28日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して2022年4月20日付けで無限定適正意見を表明している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基

礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月19日

株式会社シーズメン 監査役会

常勤監査役 高橋 博 一 ㊟
社外監査役 古賀 勝 ㊟
社外監査役 楠 啓太郎 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、その選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。</p> | <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、その選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> |

第2号議案 取締役6名選任の件

現任取締役全員（4名）は、第1号議案が承認可決されることを条件に、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、第1号議案が承認可決されない場合には、本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、今後の経営体制の強化を図るため取締役を2名増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-------|---|---|------------|
| 1 | ※植 杉 泰 久 (1978年4月24日) | 2001年4月 大和証券株式会社 入社 2010年10月 大和証券キャピタルマーケット株式会社 転籍 2011年4月 大和証券株式会社 統合・転籍 2018年10月 ship shape合同会社 入社 2021年2月 ship shape合同会社 代表社員 就任(現任) | 一株 |
| | 【選任理由及び期待される役割の概要】 植杉泰久氏を取締役候補者とした理由は、同氏が幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有し、代表取締役として必要な見識及び判断力と決断力を有しており、当社の持続的な企業価値向上を目指すに当たり、リーダーシップを発揮して経営の重要事項の決定及び業務遂行を行うのに適任であると判断したためであります。 | | |
| 2 | ※保 住 光 良 (1964年10月16日) | 1988年3月 株式会社東京スタイル(現株式会社TSIホールディングス)入社 1999年3月 株式会社良品計画入社 2006年1月 当社入社 2007年3月 当社経営管理部長 2022年3月 当社管理部副部長(現任) | 一株 |
| | 【選任理由及び期待される役割の概要】 保住光良氏を取締役候補者とした理由は、同氏が当社管理部財務経理担当として、事業活動に関し豊富な経験を積み、また専門的な知識を有していることから、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断したためであります。 | | |
| 3 | ※牧 野 大 輔 (1974年2月20日) | 1996年4月 株式会社オーバークイズトラベル入社 2012年4月 同社リテール事業部課長 2020年4月 同社営業部次長 | 一株 |
| | 【選任理由及び期待される役割の概要】 牧野大輔氏を取締役候補者とした理由は、これまでに培った経験から海外分野及び企画分野について豊富な知見を有し、業界での類まれなるネットワークを有しています。当社が新規事業展開を更に加速させ、持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適材な人材と判断したことから取締役候補者としたいたしました。 | | |
| 4 | ※堀 中 章 弘 (1971年11月22日) | 1994年4月 株式会社キャビン入社 1996年3月 当社入社 2003年7月 当社経営管理統括部 2010年10月 当社総務人事課長(現任) 2022年3月 当社管理部副部長(現任) | 3,600株 |
| | 【選任理由及び期待される役割の概要】 堀中章弘氏を取締役候補者とした理由は、同氏が当社管理部総務人事担当として、事業活動に関し豊富な経験を積み、また専門的な知識を有していることから、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断したためであります。 | | |

| 候補者番号 | ふり 氏 (生年月日) | がな 名 (重要な兼職の状況) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|--|---------------------------|--|------------|
| 5 | ※ ^{さこ} 迫 ^だ 田 ^だ さやか (1986年7月15日) | | 2011年4月 同志社大学ライフリスク研究センター 嘱託研究員 (現任) | 一株 |
| | | | 2016年4月 京都大学薬学研究科 特定助教 | |
| 2016年4月 日仏財団EHESS Associate Researcher (現任) | | | | |
| 2017年4月 同志社大学経済学部 助教 | | | | |
| 2019年4月 日本学術振興会 京都大学 特別研究員 | | | | |
| 2021年 公益財団法人 中辻創智社 (旧 一般社団法人中辻創智社) 評議員 (現任) | | | | |
| 2022年 同志社大学, 経済学部経済学科 准教授 (現任) | | | | |
| | 【選任理由及び期待される役割の概要】 迫田さやか氏を社外取締役候補者とした理由といたしましては、講師または研究員として培った知見、経験を、当社のガバナンス及び取締役の職務執行に対する監督、助言等に活かしていただけることを期待したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 | | | |
| 6 | ※ ^{さかみ} 堺 ^{なつ} 夏 ^み 美 (1965年8月31日) | | 2001年1月 株式会社パネット・ジャパンCFO | 一株 |
| | | | 2004年1月 株式会社エス・イ・インターナショナル代表取締役社長 (現任) | |
| | 【選任理由及び期待される役割の概要】 堺夏美氏は、現在、株式会社エス・イ・インターナショナルの代表取締役社長であり、また、財務における豊富な経験と高い知識を有していることから、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断したためであります。 | | | |

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 迫田さやか氏及び堺夏美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 迫田さやか氏及び堺夏美氏が選任された場合、当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しており、被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役であります。第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしておりますが、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は除きます。なお、保険料は当社が全額負担のうえ、1年毎に契約を更新しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 迫田さやか氏及び堺夏美氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役楠啓太郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役古賀勝氏は、本定時株主総会終結のときをもって辞任により退任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、候補者の山川貴嗣氏は、辞任する古賀勝氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、古賀勝氏の任期が満了する2026年5月開催予定の第37期定時株主総会終結のときまでとなります。本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当 社の株式数 |
|-----------|---------------------------|---|----------------|
| 1 | ※ 山川貴嗣 (1980年4月19日) | 2003年3月 朝日監査法人 入所 2023年1月 山川公認会計事務所 代表(現任) 2023年1月 株式会社スマートショッピング常勤監査役(現任) 【選任理由】 山川貴嗣氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の長年に渡る監査法人での経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待したためであります。 | 一株 |
| 2 | ※ 滝川好夫 (1953年7月25日) | 1993年11月 神戸大学経済学部教授 2016年4月 関西外国語大学英語キャリア学部教授(現任) 2017年4月 放送大学客員教授 【選任理由】 滝川好夫氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が複数の大学において教授を経験され、また、経済学者として豊富な知見を有しており、その経験、知見を当社のガバナンス及び取締役の職務執行に対する監督、助言等に活かしていただけることを期待したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 | 一株 |

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山川貴嗣氏及び滝川好夫氏が選任された場合、当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション保険契約)を締結しており、被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役であります。第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしておりますが、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は除きます。なお、保険料は当社が全額負担のうえ、1年毎に契約更新しております。山川貴嗣氏及び滝川好夫氏の監査役選任が承認されますと当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 山川貴嗣氏及び滝川好夫氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の 株式数 |
|------------------------------------|---|----------------|
| たきざわ さとし 瀧澤 聡之 (1965年10月27日) | 1988年4月 株式会社キャビン入社 1996年3月 当社入社 2006年4月 当社店舗企画部 2017年6月 当社内部監査室長(現任) | 700株 |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 瀧澤聡之氏は、補欠の常勤監査役候補者であります。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション保険契約)を締結しており、被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役であります。第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしておりますが、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合を除きます。なお、保険料は当社が全額負担のうえ、1年毎に契約更新しております。瀧澤聡之氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

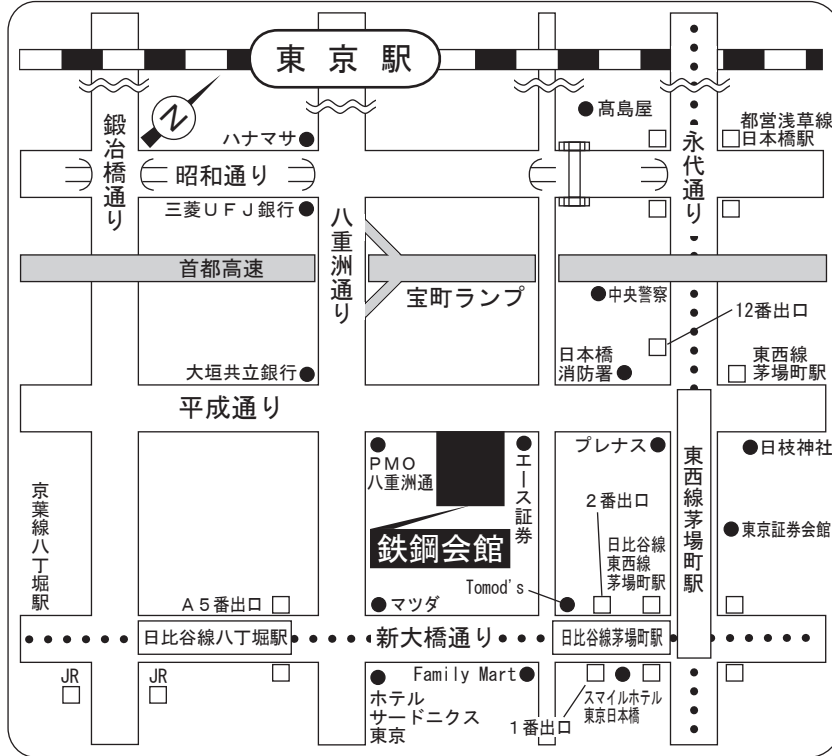
株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町3-2-10

鉄鋼会館 8階 802・803・804会議室

TEL：0120-404855

案内図



- 地下鉄（東京メトロ） 東西線、日比谷線茅場町駅より徒歩 5分
日比谷線八丁堀駅より徒歩 5分

東西線ご利用の場合は茅場町駅下車、12番出口（日本橋消防署方面）、日比谷線茅場町駅下車の場合は2番出口（八丁堀方面）、日比谷線八丁堀駅下車の場合はA5番出口（八丁堀交差点方面）をご利用ください。